

# 知的財産権侵害訴訟に関する国際裁判管轄権

## International jurisdiction over infringement litigations involving intellectual property rights



木 棚 照 一\*  
Shoichi KIDANA

**抄録** 知的財産に関する属地主義が知的財産侵害訴訟の国際裁判管轄権につき影響を及ぼすかどうか、及ぼすとしたらどのように、どの程度の影響を及ぼすのかは、民事訴訟法の中に国際裁判管轄権に関する規定が挿入された現段階で改めて考えてみるべき問題であるように思われる。とくに、不法行為地管轄における管轄の基礎としての不法行為地をどのようにとらえるべきかは、この点にかかわる重要な問題点であるように思われる。管轄基礎と請求原因が重なる場合には、原告が証明すべき事実や訴えの併合の問題を含めて、できる限り属地主義の影響を少なくしながら、実体審理に入る必要性和当該事例の法廷地との関連性を考慮して、国際民事訴訟法独自の管轄基礎概念を形成する必要がある。このような立場から、本稿では、日韓共同提案の原則をも参照しながら考察を進めてみた。また、民訴法3条の9の「特別の事情による訴えの却下」についても、新法のもとでの解釈のあり方につき言及した。

### 1. はじめに

WTO の下でのグローバル化の進行、通信・交通手段の飛躍的發展などに伴い、近年渉外的な知的財産権に関する訴訟が増加し、かつ、多様化しているように思われる。とりわけ、外国の知的財産権の侵害や外国の法人や自然人が関連する知的財産権侵害訴訟においては、国際裁判管轄権の有無が争われることも少なくない。国際裁判管轄権については、従来制定法上の規定がなく、判例によって形成されてきた原則により判断されてきた<sup>1</sup>。

これまで、マレーシア航空事件に関する最高裁昭和56年10月16日第二小法廷判決（民集35巻7号124頁）を経て、ドイツ車買付預託金返還請求事件に関する最高裁平成9年11月11日第三小法廷判決（民集51巻10号4005頁）などによって、特段の事情論が形成されてきた。

これはまず、民事訴訟法上の裁判籍の有無の判

\* 早稲田大学法学学術院大学院法務研究科教授  
Professor, Law School of Waseda University

断をし、つぎに裁判籍が日本の裁判所にある場合に「当事者間の公平、裁判の適正・迅速」からみて国際裁判管轄権を否定する特段の事情の有無の判断をするという二段階の判断基準を示すものであった。しかし、この理論にも種々の問題点が指摘され、国際裁判管轄権が本格的に争われると長い期間が必要とされることが多かった<sup>2</sup>。そこで、従来民事訴訟法に明文の規定を置き、より容易かつ迅速な判断を可能にすることが目指すべきとされ、民事訴訟法の改正の中に国際裁判管轄権に関する規定を取り込み、改正作業が進められてきた。民事訴訟法3条の2から12の枝条文を挿入する改正案が、平成23年4月28日に原案通り可決成立し、5月2日平成23年法律第36号として公布され、平成24年4月1日より施行されることになった。

本稿では、国際裁判管轄権に関する民事訴訟法の規定を、知的財産権侵害訴訟に焦点を絞り、従来の判例及び学説との関係で解釈上問題となる点を中心に考察したい。知的財産権の国際裁判管轄権を考える場合に特に問題となるのは、知的財産権の属地主義の原則との関係である<sup>3</sup>。この原則について特許製品の並行輸入に関する BBS 事件における最高裁平成9年7月1日第三小法廷判決(民集51巻6号299頁)は、「知的財産権の成立、移転、効力等が各国の法律によって定められ、その効力が当該国の領域内においてのみ認められる」ことと捉えている。これによれば、属地主義の原則は、国際裁判管轄権に影響を及ぼさないとも理解できることになる。

しかし、かつては、主権理論に基づく厳格な属地主義の観点から、少なくとも登録によって生じる外国の知的財産権の侵害を内国で訴えを提起することができないとするのがドイツ、フランスをはじめとする多くの国の判例、通説であった<sup>4</sup>。ところが、一方では、第二次世界大戦後自国の法人

や自然人の外国における特許権の侵害訴訟が内国の裁判所に提起されることが多くなり、他方では、インターネットなどの新しい通信伝達方法の普及、発展に伴ってこれらの方法によって知的財産権を侵害する場合が生じてくる。厳格な属地主義の原則からこのような場合に対処しようとするれば、知的財産権の侵害訴訟に関する国際裁判管轄権を制限しすぎることになり、知的財産権の国際的保護の要請に十分対応できない結果となるであろう。知的財産権に関する属地主義の原則が、知的財産権侵害訴訟にいかなる範囲で、どのように影響を及ぼすべきかを民事訴訟法の規定の解釈との関係で検討しておく必要がある。

## 2. 知的財産権侵害訴訟の国際裁判管轄権の決定基準

### (1) 総説

知的財産侵害訴訟の国際裁判管轄権を考える場合にも、一般的管轄としての被告の住所等が日本国内にあるときとそのような住所等が日本国内になく、特別的管轄としての不法行為地等が日本国内にあるときに分けて考えられることは、他の訴訟と異ならない。知的財産権の属地性を強調する立場から、特許権のように登録国で審査したうえで登録するのが通常である権利の侵害訴訟については、登録国の裁判所で審理するのが最も適しているともいえよう。しかし、外国の知的財産権侵害を日本企業間で争う場合や被告が登録国に財産や住所を有しておらず、日本に財産や住所等を有している場合を考えると、外国の知的財産権侵害訴訟の国際裁判管轄権を一律に認めないことは、妥当性を欠く<sup>5</sup>。

民事訴訟法3条の5,3項は、知的財産権について専属管轄を認める範囲を、設定の登録により発生する知的財産権の存否または効力についてのみ

「その登録が日本においてなされたものであるときは、日本の裁判所に専属する」として制限している。もっとも、外国知的財産権に基づく差止請求については、従来から「裁判所の権限が空間的にその国の領域に制限されていることから」国際裁判管轄を肯定することに否定的な見解があった<sup>6</sup>。この規定の文言からみても、差止請求を知的財産の効力とみることができ、このような見解を維持することができる余地がある。米国特許権侵害が争われたカードリーダー事件に関する最高裁判平成14年9月26日第一小法廷判決（民集56巻7号1551頁）は、準拠法については、損害賠償請求と区別して、差止請求については特許権の効力の問題と法性決定したが、国際裁判管轄権については、当事者間で徹底的に争わなかったこともあり、これを肯定している。準拠法についても、損害賠償請求と差止・廃棄請求を別々に法性決定することは、適応問題を生じさせ、妥当ではないが、さらに、国際裁判管轄についてまでこれら二つを分けて別々の国の裁判管轄権に服するものとするれば、証拠の収集、審理の便宜、被害者の救済などの観点からみても、はなはだ妥当でない結論を導くことになるのではなかろうか。

## (2) 被告が日本国内に住所等を有する場合

民事訴訟法3条の2は、被告の住所等による裁判管轄権を規定する。同条1項は、人に対する訴えについては、被告の住所が日本国内にあるとき、住所が日本国内にない場合や住所が知れない場合には、その居所が日本国内にあるとき、居所が日本国内にない場合又は居所が知れない場合には、訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後の住所を有した後に外国に住所を有していたときを除く）は、日本の裁判所に裁判管轄権を認めるものと規定する。国内の裁判籍

に関する4条2項と比較すると、括弧内に日本の最後の住所の後に外国で住所を有していたときを除くものと規定し、日本の裁判所に裁判管轄権を認める範囲を限定している点に特徴がある。同条3項は、法人に対する訴えについては、主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、そのような事務所若しくは営業所が日本国内にない場合又はその所在地が知れない場合には、代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときに日本の裁判所の管轄権を認めている。この点は、国内の裁判籍に関する4条4項、5項と内容的には変わっていない。

民事訴訟法4条によって被告の住所等が日本の国内にあれば、問題となる知的財産権が内国のものであるか、外国のものであるかを問わず、日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められるのが原則であるとするのが我が国の通説である。もっとも、比較法的にみれば、イギリスの判例でみられるように、外国の知的財産権の侵害訴訟も外国に所在する不動産に関する不法侵害（trespass）訴訟と類似するものと捉え、被告の住所がイギリスにあったとしてもイギリスの裁判所の国際裁判管轄権を認めないものがある。このような判例の基礎となったのは、外国の土地に関する不法侵害訴訟につきイギリスの裁判所の裁判管轄権を否定した *British South Africa Co. v. Companhia de Moçambique*[1893]A.C.602 である。この事例では、南アフリカに土地を所有すると主張するポルトガルの会社である X（原告、以下同じ。）は、イングランドの会社である Y（被告、以下同じ。）が代理人を用いて不法に当該土地に侵入して X が立ち退かざるを得ないようになったと主張して、不法侵害を理由にした損害賠償の請求等を求めた。控訴院が裁判管轄を認めたので、上告されたが、貴族院は、原判決を取り消し、イングランドの裁判所の裁判

管轄権を否定した。その理由として、これまで「外国に所在する土地に関する不法侵害の裁判管轄権を拒否してきた理由は、技術的なものではなく、実質的なものである」と述べた。これを外国の知的財産権侵害にも妥当するものとみて、モザンビーク・ルールと呼ばれる規則を提示したのが、*Tyburn Productions Ltd. v. Conan Doyle* [1991] Ch.75 である。この事例においては、英国の映画制作会社である X が、コナン・ドイル卿の唯一の生存する子であり、同郷の 14 の作品につき米国著作権の登録を受け、英国に居住する Y に対して、X らが企画している米国での映画の配給が米国著作権を侵害せず、米国の不正競争法や商標法にも違反するものではないとする確認を求めた。貴族院は、裁判管轄権を否定した控訴審判決を支持した。この判決がイギリスの判例法上いかなる意味を持つかについては議論があり、*Lucasfilm Limited and others v. Ainsworth and another* [2011] UKSC39 による緩和もみられる。それでも、この判決の持つ意味を一定制限しながら、この判決を基礎づける根拠を知的財産権が国家の主権的行為によって認められることに求め、この判決に従う見解が実務上根強く残っている<sup>7</sup>。

1999 年 10 月 31 日のハーグ国際私法会議特別委員会の「民事及び商事に関する国際裁判管轄権及び外国判決に関する条約予備草案」の審議においては、著作権や著作隣接権を除く、特許、商標等の設定登録に基づき成立する知的財産権（以下、登録知的財産権という）の有効性については、登録国の専属管轄権が認められたが（12 条 4 項）、登録知的財産権侵害についても専属管轄とすべきかどうかについて、これを登録国の裁判所の専属管轄とすべきとする英国からの提案と専属管轄としないで条約上の不法行為の規定や各締約国の国内法に委ねるべきとするスイスの提案が対立した<sup>8</sup>。

民事訴訟法 3 条の 5, 3 項によると、登録知的財産権の「存否又は効力」について登録国が日本においてなされたときに日本の裁判所に専属するのであるから、登録知的財産権の侵害をこのような知的財産権の効力に含まれるとすれば、文言上は専属管轄と解することができそうである。しかし、そのように解するとすれば、登録知的財産権の侵害訴訟を登録国でしか提起できないので、救済を受けることが難しい場合があり、知的財産権の保護を弱体化するおそれが生じる。従来から登録知的財産権の侵害訴訟を登録国の裁判所に専属すると解する学説は日本においては見られない<sup>9</sup>。

もっとも、特許侵害訴訟において特許無効の抗弁が主張された場合に、それについて審理する裁判管轄権が侵害訴訟の係属する裁判所に認められるかについては、議論がある。サンゴ化石紛争事件に関する東京地裁平成 15 年 10 月 16 日判決（判タ 1151 号 109 頁）は、Y の米国特許に基づく差止請求権の不存在確認請求訴訟で特許権無効を主張して争うような場合における国際裁判管轄権に関して、Y の普通裁判籍が日本国内にあり、かつ、我が国において裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速の理念に反するような特段の事情もないとしてこれを肯定した。そして、このような場合における「当該特許についての無効判断は、当該差止請求訴訟の判決における理由中の判断として訴訟当事者間において効力を有するものに過ぎず、当該特許権を対世的に無効とするものではないから、」そのような主張が「許容されることが登録国以外の国の国際裁判管轄権を否定する理由となるものではなく、」「登録国以外の国の裁判所において当該訴訟の審理を遂行することを妨げる理由となるものでもない」とした。この判決は、登録知的財産権の差止請求権不存在確認訴訟についての国際裁判管轄権が属地主義原則に

影響されることがないように配慮したものとして注目される。

### (3) 被告が日本国内に住所等を有しない場合

被告が民事訴訟法3条の2に定める住所等を日本国内に有しない場合には、各事件に応じた特別の管轄基礎が必要になる<sup>10</sup>。

この場合に中心的に問題となるのは、民事訴訟法3条の3に定める管轄基礎、とりわけ、同条8号の不法行為地管轄についてである。この場合に、管轄の判断に基準となる不法行為地については、不法行為の原因となった行為が行われた地のほかにその結果が発生した地を含むと解するのが従来の通説、判例であったといわれている<sup>11</sup>。改正された民事訴訟法の規定も基本的にこのような見解により、「不法行為があった地が日本国内にあるとき」に日本の裁判所の国際裁判管轄権を認めるが、カッコ書で「外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することができないものであるときを除く」とする除外規定を明文化した。もっとも、この結果発生地には、直接的物理的損害を意味し、派生的な経済的損害の発生地を含まないと解されている。

他方で、知的財産権の属地主義を厳格に解すれば、知的財産の効力はその権利の成立を認めた国の領域内にしか及ばないので、その国の領域内で知的財産権侵害の原因となるあらゆる行為が行われなければ、侵害といえないことになり、不法行為の原因となった行為が行われた地とその結果が発生した地は、表裏一体をなすものであるから実際上一致することになる<sup>12</sup>。つまり、日本の裁判所が不法行為地管轄を認められるのは、日本国内で行われた行為により日本の知的財産権が侵害された場合に限られることになる。

しかし、このように属地主義を厳格に解して不法行為地の国際裁判管轄権を制限する見解は、あまりに概念的であり、現実の社会の要請から乖離するところがあるから、最近では支持されていないように思われる。例えば、他人が特許権を有する他国へ当該特許製品を輸出する目的であることが明らかな製品を製造する場合のように、少なくとも外国における特許権侵害の幫助行為がわが国で行われているときなどには、不法行為地管轄を認めるべき余地があるとする見解が主張される<sup>13</sup>。さらに、一つの行為で複数の国で損害が生じた場合に加害行為地以外で生じた損害について加害行為地の国際裁判管轄権を認めず、被害者に複数の国で訴訟を提起させるのは妥当でないという観点から、国際裁判管轄権については属地主義を考慮すべきではないとする見解<sup>14</sup>や国際裁判管轄権の基礎としての不法行為地については、国際民事訴訟法の観点から独自に柔軟に解するべきとする見解も主張される<sup>15</sup>。このように解したとしても、例えば、外国知的財産権が当該外国で侵害された場合に、我が国に居住する原告が我が国で弁護士費用等の経済的損害が発生しているから、結果発生地が日本国内にあるという理由だけでは、結果発生地としての不法行為管轄を認めるべきではないであろう<sup>16</sup>。

これまでの知的財産侵害訴訟の国際裁判管轄権に関する判例をみると、事件の性質との関係もあるから一概には言えないが、結果発生地のみに着目したものは多くなく、不法行為の一部が日本国内で行われたか、そのような行為が日本に向けられていることを要件としていることが多いように思われる<sup>17</sup>。そこで、不法行為地が日本にあるというためには、どのような事実をどの程度に証明すべきかが問題となるが、この点については、項を改めて検討する。

### 3. 国際裁判管轄権の基礎としての不法行為地の認定に関し証明されるべき事項及び証明の程度

国際裁判管轄権の基礎となる不法行為地の認定については、裁判所は、原告の主張する事実だけではなく、主張の真偽を審理して判断すべきである。その場合に原告がどのような事実をどの程度証明すべきかが問題になる。かつての多数説や判例は、不法行為の要件事実を証明する必要があるが、一応の証明があれば足りるとしてきた。一応の証明というのは、自由な証明による心証形成によって得られた一応の確信とか、実体審理を必要ならしめる程度の証明などと説明されたが、その程度は曖昧であり、必ずしも明らかではなかった。

いわゆるウルトラマン事件に関する最高裁平成13年6月8日第二小法廷判決において、ウルトラマン・シリーズの映画（以下、本件著作物という）の著作権を有する日本法人X社は、日本に住所や営業所を持たないタイの自然人YがXから本件著作物のタイ王国、香港、シンガポールの独占的利用権を得ていたA社等にYの有する独占的利用権を侵害するとする警告書を香港の法律事務所を通じて送った行為を不法行為地管轄の基礎として日本の裁判所に訴えた事例について、Xの元社長がYに日本を除くアジア地域における本件著作物の独占的利用権を許諾する旨の文書が真実に成立したものであり、Yの行為の違法性を阻却するかどうか争点になるときに、「原則として、Yが我が国においてした行為によりXの法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である。けだし、この事実関係が存在するならば、通常、Yを本案につき応訴させることに合理的理由があり、国際社会における裁判機能の分配の観点からみても、我が国の裁判権の行使を正当とするに十分な法的関連があると

いうことができるからである」とした。これは、従来の下級審判決や有力説の採った一応の証明説とは異なり、証明を必要とする事実を違法性阻却事由に当たる主観的事実を除き、客観的事実に絞ったうえで、「Yが本件警告書を我が国内において宛先各社に到達させたことによりXの業務が妨害されたとの客観的事実は明らかである」として、損害の具体的発生 of 完全な証明を要求していない点で、従来の客観的事実証明説とも異なり、証明の程度も緩和しているのである<sup>18</sup>。

ところが、大阪地裁平成21年11月26日判決(判時2081号131頁)は、光学ドライブ用モータの発明に関する日本特許権を有する日本法人Xが電子機器メーカーである韓国法人Yに対してそのウェブサイド上の記載の言語及び内容、Yの経営顧問の日本語で書かれた名刺などからみて、我が国においてY製品の譲渡の申出があったとみてその差止等を求めた事例について、前掲のウルトラマン事件の最高裁判決を引用し不法行為地の管轄を肯定するためには「原則として、Yが我が国においてした行為によりXの法益について損害が生じたことの客観的事実が証明されることを要する」としたうえで、我が国におけるY物件の譲渡の申出の事実が証明される必要があるのに、この事実が証明されていないとして訴えを却下した。

この判決は、前記最高裁の判決の趣旨を管轄原因事実が請求原因事実と重複する場合に、管轄審理の対象を客観的事実限定し、その限りでは完全な証明を要求するものとみて、準拠法を適用しなければ明確にならない「譲渡の申出の事実」の完全な証明を要求したものである。しかし、これでは、管轄原因事実と請求原因事実の重複的審理を回避し、管轄原因事実を限定し、証明の程度を緩和した最高裁判決の趣旨を当該の事案に正確に適用したものとは言えないであろう。学説はこの

判決を客観的事実証明説を採った前掲最高裁判決の下級審における運用の弊害が現実化したものと捉え、批判的である<sup>19</sup>。少なくとも、インターネットを利用した本件のような特許侵害事例については、日本語によるウェブサイトにてY製品を紹介するページを作成し、「購買に関するお問い合わせ」を選択すると、Y製品の問い合わせフォームが表示されるようにしたという事実から、Yの日本に向けての行為を認定し、その結果が日本において発生しているというべきであったと思われる<sup>20</sup>。

この事件の控訴審である知財高裁の平成22年9月15日判決（判タ1340号265頁）は、不法行為地に加害行為地と結果発生地の双方が含まれると解し、Xが不法行為と主張する譲渡の申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実として日本国内でなされたか否かにより国際裁判管轄権の有無を判断すべきとして、Yが英語によるウェブサイトにて製品としてY物件を掲載し、同時に、日本の販売拠点、電話、ファックス番号を掲載していること、日本語によるウェブサイトでもY物件を紹介し、その販売に関する問い合わせフォームを作成していることなどを「総合的に評価すれば」、「Yによる申出の発信行為又はその受領という結果が、我が国において生じたものと認めるのが相当である」として、国際裁判管轄権を肯定し、原判決を取り消し、差し戻した。

この判決は、差止請求と損害賠償請求の双方に不法行為地管轄を適用することを前提とし、上記のような種々の事情を総合的に判断して、Yによる「発信行為又はその受領という結果」が日本国内で生じたものとした。国際裁判管轄権を肯定した理由が、日本国内に向けてなされた行為に着目したものであるのか、我が国において生じる結果に着目したものであるかを明らかにしていない。その点では不明確さは残るが、日本国内における

損害の発生を具体的に認定する必要はないことを前提とし、管轄基礎としての不法行為地概念を柔軟化する点では、ウルトラマン事件の最高裁判決の趣旨に適合するであろう。加害行為が日本に向けられている点に着目すれば、敢えて「発信行為又はその受領という結果」という曖昧な表現を採らなくて済んだ事例ではなからうか。なお、本件判決については、上告受理の申立がなされたが、上告不受理となった。

#### 4. 併合請求における国際裁判管轄権

訴えの併合請求については、民事訴訟法3条の6本文は、「一つの訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一つの請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、当該一つの請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所に訴えを提起することができる」と規定する。

同一当事者間の訴えの客観的併合については、3条の6本文の規定は、ウルトラマン事件に関する前記の最高裁判決が日本とタイの著作権につき「いずれも本件著作物の帰属ないしその独占的利用権の有無をめぐる紛争として、実質的に争点を同じくし、密接な関連がある」としたのを制定法上の規定に反映したものとされている<sup>21</sup>。実質的に争点を同じくするというのは、密接な関連性を一つの例示といえることができる。それまでの通説は、両請求権相互間の合理的関連性を要するとして、請求間に内容的依存関係や相互の内容的矛盾の回避の必要性を要求してきた<sup>22</sup>ので、文言上これと異なる基準を示しているようにもみえる。しかし、事例との関連でみれば、タイも日本もベルヌ条約の加盟国であり、かつ、無方式で保護される著作権の保護や帰属を問題としているのであるから、内容的な依存関係があり、従来の基準を

言い換えているにすぎないとみることができる。

異なる当事者間の訴えの主観的併合については、国際裁判管轄権との関係ではこれを否定する見解も有力に主張され、下級審判例もこれを肯定するものと否定するものとが対立していた<sup>23</sup>。民事訴訟法3条の6ただし書は、38条前段に定めるように「同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき」に限っている<sup>24</sup>。これは、主観的併合をこれ以上に厳しくすることも考えられるが、適切な範囲を画することが難しく、38条前段の要件はそれで十分に厳格であると考えられたからである。

東京地裁平成19年11月28日判決（T&L39号95頁）は、データ伝送方式に関する日本特許権（以下、本件特許権という）を有するX（富士通）が、モデム用のチップセットを製造販売するアメリカ法人Y<sub>1</sub>とその日本における100%子会社であり、Y<sub>1</sub>の販売活動等をサポートするY<sub>2</sub>に対して、本件特許権侵害し関する共同不法行為が成立するとしてY<sub>1</sub>に対する訴えの主観的併合により日本の裁判所に国際裁判管轄権があると主張した事例に関する。裁判所は、主観的併合が認められるためには請求相互間に「固有必要的共同訴訟の関係ないしそれに類似する程度の強固な関連性」があることが必要であるとしたうえで、Xの主張を斥け、国際裁判管轄権を否定した。Y製品は、米国で製造され、米国で訴外A社とB社の関連会社に引き渡され、この両社により日本に輸入され、日本のC社（NTT東日本）とD社（NTT西日本）に引き渡されており、Y<sub>2</sub>の不法行為と主張される実行行為（Y<sub>2</sub>がY製品のサンプルを出荷し、評価ボードを提供していること、Y製品の譲渡の申出をしていること）の具体的態様についての主張がなく、Y<sub>1</sub>による関与の程度が明らかでないとして、主観的併合による国際裁判管轄権を否定したのである。おそらくX社とC、D社との実際上の取引関係へ

の配慮から、XがC社やD社との関係で生じたY<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>の具体的な行為態様を十分主張、立証しなかったことが背後にあると思われる。そうとしても、この判決の一般論が民事訴訟法38条前段の規定で要求されているより「強固な関係」を要求しているとすれば、同法3条の6、ただし書の趣旨を逸脱するので、改正法の施行後はこのような見解を判例とみることはできなくなるであろう<sup>25</sup>。

このほかに、日本の子会社の特許侵害訴訟に外国の親会社を引き込むための要件が問題となった判例としては、眼圧降下剤事件に関する東京地裁平成13年5月14日判決（判時1754号146頁）が挙げられる。日本における眼圧降下剤に関する特許発明につき専用実施権を有する日本法人Xが外国多国籍企業の親会社Y<sub>1</sub>及び日本の子会社Y<sub>2</sub>の共同により専用実施権が侵害されたと主張して訴えを提起した。裁判所は、外国親会社の個々の関連する行為が日本国内における独立した不法行為又は共同不法行為となることを要求して、Y<sub>1</sub>に対する不法行為地管轄を認めなかった。この事例では、親会社Y<sub>1</sub>の技術部長Aが持参した資料を使って日本の顧客である眼科医を集めた講演会をするために来日したこと、Y<sub>1</sub>が子会社を有する外国でも一斉にY製品が販売されていることなどの間接事実に関する証拠が提出されたが、管轄の基礎となる事実の証明とされないものとされた。確かに、親子会社はそれぞれ法人格を異にする以上、日本国内の子会社を親会社の営業所と一般的に同視し、親会社が日本の会社と親子関係にあるという事実を主張するだけで子会社に対して提起される訴訟に巻き込むのは妥当ではないであろう。しかし、この判決の基準によると、日本の特許権侵害については親会社が対処することが多いのに、第三者の特許権侵害で訴えられた場合には、親会社が日本で独立した不法行為となるような行為を行って

いないと主張すれば、本件のような事例においては原告が管轄基礎事実を証明することが非常に困難になり、親会社が被告となることを実際上免れることになってしまう。これでは日本における権利者の保護が不十分になってしまうであろう。親会社の日本国内に向けられた加害行為が証明されていないという判断なのかもしれないが、それにしても加害行為の認定基準が厳しすぎるように思われる。もしこのような立場に立つとしても、例えば、日本の子会社が親会社の製品販売政策に基づいて親会社の指示に基づいて行動していると推定することができる一定の間接事実があり、親会社が子会社のそのような特許権侵害行為により経済的利益を受けていることが証明されているときは、子会社と親会社の共同不法行為に係る請求が密接な関連性を有し、かつ、「同一の事実上及び法律上の原因」に基づくとして訴えの主観的併合の要件を満たすことを認めて、親会社に対する国際管轄権を肯定してよいとみることもできたのではあるまいか<sup>26</sup>。

日本国内の会社が特許侵害製品の製造を行ったことを理由に訴えられ、外国法人が当該製品の製造の指示を行ったとしてその訴訟の共同被告とされる事例においては、外国法人による指示の事実が証拠により明確にできなくとも、密接な資本関係や人的つながり等が認められれば、国際的裁判管轄を肯定してよいときがあるとする見解がみられる<sup>27</sup>。もっとも、これが主観的併合を認める余地があるという趣旨を含むかどうか明確ではない。いずれにせよ、グローバル化された現代における巨大化する多国籍企業とりわけ化学薬品企業の親子会社による知的財産権侵害に係る共同不法行為の訴えの国際裁判管轄権については、国際裁判管轄権の基礎の認定基準のあり方のほか、場合によっては、訴えの主観的併合や法人格否認の法理

などを含めて、今後より詳細に検討すべき課題が残されているように思われる<sup>28</sup>。

## 5. 日本の裁判所の国際裁判管轄権を否定すべき特別の事情

民事訴訟法3条の9において特別の事情による訴えの却下に関する規定が明文で挿入された。これによると、「裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。）においても、事業の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部または一部を却下することができる。」と規定されている。これは、マレーシア航空事件以来の判例の展開を踏まえて規定されたものであるが、例えば、裁判所が考慮すべき事情を例示的に挙げ、従来判例原則よりは裁判所が一層使いやすくなるよう工夫されたものと評価することができる。国際裁判管轄権に関する規定をより明確化し、分かりやすくするという観点からみれば、このような規定を置くことは望ましくないとしても、我が国のこれまでの判例を基礎にして制定法上の規定を作るとすれば、個別的な事例における妥当性を担保するための調整規範としてこのような規定を置くことは少なくとも現段階ではやむを得ないと考えられる<sup>29</sup>。

従来判例の中に、「被告を我が国の国際裁判管轄権に服させることが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情」の有無に重点を置きすぎて、第一段階の裁判籍に関する判断がおろそかになるものもみられた。し

かし、改正規定の施行後はこのような運用は許されないことになるであろう。今後判例が積み重ねられ、この規定に関する判例法が明確になり、この規定による日本の国際裁判管轄権に関する規定の不明確性を徐々に取り除いていくことを期待したい。

知的財産権侵害訴訟に関する国際裁判管轄権を考える場合に注意すべきであるのは、外国の知的財産権が問題となり、その点に関して外国法の適用が争点となるであろうことのみを理由に「特別の事情」があるとして、国際裁判管轄権を否定してはならないことであろう<sup>30</sup>。確かに、外国知的財産権の侵害に関する判断に困難を伴うことは否定できない。わたくしは、知的財産法の研究に携わる者として、知的財産法が各国の産業政策や文化政策と関連して複雑で、しかも、よく改正される法分野であるであるだけに、この場合の裁判所の負担や労力が非常に大きなものになるであろうことを理解できる。そうとしても、これは他の渉外的事件における外国法が適用される場合と質的に異なるわけではないともいえる。専門家の鑑定の利用、知的財産に関わる裁判所の種々の国内外のネットワークの活用などによって乗り越えていくことが期待される。

## 6. 結びに代えて

以上、2012年4月1日から施行される民事訴訟法改正規定のうち国際裁判管轄権の規定との関連で、これまでの判例や学説を素材としながら、知的財産権侵害訴訟の国際裁判管轄権について知的財産権に関する属地主義がどのような影響を及ぼしているかを考えてみた。

本稿では、国際裁判管轄権の基礎としての不法行為地の概念をあくまで国際民事訴訟法の観点から独自に、実体的にみる場合よりも柔軟なもの

るように決定すべきとする見解を基礎としながら、知的財産権に関する属地主義の原則との関連で不法行為地の国際裁判管轄権を中心に考察した。

まず、被告の住所等が日本国内にある場合には、外国の知的財産権による差止請求等を含めて日本の裁判管轄権を認めるべきものとみた。

つぎに、被告の住所等が日本国内にない場合については、不法行為地管轄に焦点を絞って考察した。知的財産権に関する属地主義は、実体的な問題にのみ関連するものであり、知的財産権侵害訴訟の国際裁判管轄権においては問題とならないとみる見解がある。このような見解からは、知的財産侵害訴訟の国際裁判管轄権も他の不法行為訴訟の場合と特別に変わったところがなく、加害行為地又は結果発生地のいずれかが日本国内で生じていれば日本の裁判所に認められるべきことになるであろう。しかし、過去において知的財産侵害訴訟の裁判管轄権が属地主義との関連で論じられただけではなく、現在の判決を現実的に分析してみても、加害行為地と結果発生地の双方に着目して日本との関係を判断しており、属地主義の影響が緩和されながらもみられるように思われる。とりわけ、ウルトラマン事件に関する最高裁平成13年6月8日判決が客観的事実証明説に立ちながら具体的な損害の発生の証明までは要求していないところを生かす立場から、加害行為が日本国内に向けられていれば、日本の裁判所の不法行為地管轄を肯定してよいとみた。

さらに、不法行為地管轄の基礎に関する証明すべき事項やその程度及び併合管轄の問題点を従来の判例との関係で項を改めて考察した。前者の問題については、ウルトラマン事件に関する最高裁判決の意義とそれに関するその後の下級審判決の運用の問題点を探ってみた。後者の問題については、多国籍企業の親子会社間の共同不法行為に関

する管轄権の問題を整理しようとした。実際には現段階における問題点を確認するにとどまった。

また、特別の事情による訴えの却下については、第一段階の管轄権の基礎に関する規定が設けられたのであるから、従来下級審判例でみられたように「特段の事情」の判断に重点を置きすぎる運用は許されないとみて、この点における判例の将来的発展に期待した。

最後に、問題点としては意識しながら本稿で扱えなかった問題を指摘しておきたい。

民事訴訟法3条の2から3条の12の規定は、合意管轄に関する3条の6を除いて日本の裁判所が国際裁判管轄権を有する場合に関する、いわば一方的規定である。したがって、これらの規定が民事訴訟法118条1号の外国判決の承認要件にどのようにしてどの範囲で基準を提供するものとみるかについては学説が分かれるであろう。少なくとも、民事訴訟法3条の9の規定との関連でみれば、厳格な意味における鏡像理論<sup>31</sup>を維持することは困難になるであろう。この点に関しては、今後検討を深めるべき問題として指摘するにとどめる。

また、被告の住所等が日本国内にない場合における不法行為地以外の裁判管轄の基礎については、注で民事訴訟法の関連する規定を挙げるにとどめただけで、説明しなかった。これらについて問題がないというわけではなく、本稿で論じる問題点を絞るためにそうしたに過ぎない。

#### 注)

<sup>1</sup> 学説上逆推知説と管轄配分説の対立があった。元々日本の民事訴訟法は、ドイツの民事訴訟法を継受しており、国内の土地管轄規定が国際裁判管轄権の基準にもなるという二重機能論が妥当するように規定されていた。しかし、大正15年の民事訴訟法の改正により土地管轄が定められないような場合を生じないように移送要件を調整する規定を挿入して土地管轄を拡張した。その結果、逆推知説によると、過剰管轄のおそれが生じた。そこで、学説上配分適用説を支持する見解が多

数になっていった。マレーシア航空事件の最高裁判決後、個別的な事情に応じた特段の事情で調整しようとする下級審判例が生じ、これが後に最高裁の判決に取り入れられるようになった(木棚照一『国際知的財産法』(日本評論社、2009年)340頁以下参照)。

<sup>2</sup> 平成23年12月10日の「国際裁判管轄権 民事訴訟法改正を受けて」と題する関西大学法学研究所第46回シンポジウムにおける青山善充「国際裁判管轄立法の経過と概要」のレジュメ10頁で、最高裁まで争われたケースにつき数年から十数年とされ、「新法の制定は事態の改善に寄与するであろう」と指摘されている。

<sup>3</sup> もっとも、知的財産権に関する国際裁判管轄権に関する問題が属地主義原則との関連で意識的に論じられてきたわけではない。現在この点が重要な論点として論じられているドイツにおいても、20世紀の前半の数十年前において属地主義原則の中心的役割が一般的に承認されていたわけでは決してなかったとされている(Arnulf Wiegand, *Gerichtsbareit, internationale Zuständigkeit und Territorialitätsprinzip im deutschen gewerblichen Rechtsschutz* (1973) S. 81)。

<sup>4</sup> 山田鎌一『国際私法 第3版』(有斐閣、2004年)390頁参照。

<sup>5</sup> 高部真紀子「特許権侵害訴訟と国際裁判管轄権」中山信弘『知的財産法と現代社会——牧野利秋判事退官記念——』(信山社、1999年)130頁参照。

<sup>6</sup> 高部・前掲(注5)論文136~137頁参照。

<sup>7</sup> モザンビーク判決とその影響に関しては、種村佑介「いわゆる『モザンビーク・ルール』について」早稲田法学87巻3号91頁以下参照。

<sup>8</sup> 例えば、伊藤敬也「インターネットにおける知的財産侵害とアメリカ法律協会における条約提案」木棚照一編『国際知的財産侵害訴訟の基礎理論』(経済産業調査会、2003年)394頁、道垣内正人「国境を越えた知的財産権の保護をめぐる諸問題」ジュリスト127号57頁参照。

<sup>9</sup> 山田・前掲(注4)書290頁、木棚編・前掲(注8)書139頁以下(渡辺惺之)、紋谷暢男「知的財産権の国際的保護」澤木敬郎他編『国際私法の争点(新版)』(有斐閣、1996年)27頁、高部・前掲(注5)論文131頁、申美穂「知的財産権侵害訴訟に関する国際裁判管轄権について(1)」法学論叢155巻2号39頁、高橋宏司・判例解説、ジュリスト1420号359頁等参照。

<sup>10</sup> 管轄権に関する合意がある場合(民事訴訟法3条の7)のほか、応訴により管轄権が生じる場合(同法3条の8)、被告が日本の知的財産権を有するので、財産所在地管轄が認められる場合(同法3条の3、3号)が考えられる。従来判決では、義務履行地管轄も考えられた(高部・前掲(注5)論文132頁参照)が、民事訴訟法3条の3、1号は、「契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約債務に関して行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務不履行による損害賠償請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え」に限ったので、この管轄基礎は問題とならない。いずれにせよ、合意管轄の場合を除き、特別の事情に関する訴えの却下に関する3条の9が適用されるから、この管轄基礎だけで日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められるわけではない。本稿では、紙面

- の関係上、不法行為地管轄についてのみ述べることにする。
- <sup>11</sup> 佐野寛「不法行為地の管轄権」高桑昭・道垣内正人編『国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林書院，2002年）91頁以下参照。
- <sup>12</sup> 申・前掲（注9）論文42頁，道垣内正人・判例研究，L&T 50号86頁参照。
- <sup>13</sup> 高部・前掲（注5）133頁参照。ここでは，幫助行為のみについて触れられているが，教唆行為を含めて広く不法行為における加担行為を含むものと考えられる。外国で行われた教唆，幫助の行為者が日本への輸入を通常予測できないような事情がある場合には，民事訴訟法3条の3，8号のカッコ書が適用されることになるであろう。
- <sup>14</sup> 小泉直樹「いわゆる属地主義について——知的財産法と国際私法の間」上智法学論集45巻1号19頁参照。なお，サンゴ化石紛争事件に関する前掲の東京地裁平成15年10月16日判決は，特許権に関する属地主義の意義につきBBS事件に関する最高裁平成9年7月1日第三小法廷判決を引用しつつ，「特許権に関する訴訟の国際裁判管轄権につき言及するものではない」としている。
- <sup>15</sup> 申・前掲（注9）論文42頁，45頁以下，同（2）法学論叢155巻5号74頁，道垣内・前掲（注12）判例研究など参照。
- <sup>16</sup> 申・前掲（注12）論文46頁参照。
- <sup>17</sup> 例えば，道垣内・前掲（注12）判例研究86頁，多田望・速報判例解説，法セ増刊9号343頁は，知的財産侵害訴訟においても加害行為又は結果発生地のいずれかが日本国内にあれば，日本の裁判所の不法行為地管轄が認められることを前提とされている。属地主義との関連で加害行為と結果発生地の関係を捉えることは，本案において判断すれば足り，管轄規則との関係では，そのいずれかが日本国内にあれば足りるものとみる。不法行為管轄の基礎をこのように広く捉えたとしても，民事訴訟法3条の9の特別の事情による訴えの却下が認められている以上，実際上過剰管轄とならないであろう。しかし，できる限り第一段階で管轄原因を制限的に解し，明確にしておこうとする立場からは，加害行為と結果発生双方に着目して，我が国との関連性を判断すべきことになるように思われる。その限りでは，知的財産権の属地性が緩和されながらも一定の影響を持つているとみる方が現実的であるように思われる。
- <sup>18</sup> 木棚・判例解説『知的財産法最高裁判例評釈体系Ⅲ（小野昌延先生喜寿記念）』（青林書院，2009年）350頁参照。
- <sup>19</sup> 道垣内・前掲（注12）判例研究88頁，多田・前掲（注17）速報判例解説343頁など参照。
- <sup>20</sup> 長田真里・判例評論，私法リマークス43号145頁参照。ちなみに，早稲田大学グローバルCOE研究グループの日本と韓国の国際私法学会の有志会員により2010年に作成された「知的財産権に関する国際私法原則（日韓共同提案）」203条2項は，「知的財産権に対する侵害行為が特定の国に向けて行われた場合には，当該国の裁判所は，自国で発生した被害に関する請求についてのみ，国際裁判管轄権を有する」としている。なお，日韓共同提案については，季刊 企業と法創造7巻6号（2011年3月）75頁以下に簡単な解説とともに，日本文とその英文訳が掲載されている。今後韓国語文，中国語訳を含めて4カ国語で掲載するとともに，その内容に関する2011年1月と2012年1月のシンポジウムにおける議論を含めて早稲田大学比較法研究所の叢書として出版する予定となっている。
- <sup>21</sup> 増田晋・牛島龍之介・古田啓昌「国際裁判管轄に関する一般的規律」L&T50号84頁参照。
- <sup>22</sup> 木棚照一・松岡博・渡辺惺之『国際私法概論 [第5版]』（有斐閣，2007年）304頁参照。
- <sup>23</sup> 増田・牛島・古田・前掲（注19）論文，85頁参照。従来の下級審判決は，特段の事情の判断と関連させて主観的併合の許否を判断するものが少なくなかった。例えば，東京地裁昭和62年5月8日中間判決（判時1232号40頁），東京地裁昭和62年7月28日判決（判時1275号77頁）等参照。
- <sup>24</sup> 前掲（注20）の日韓共同提案の主観的併合に関する208条1項は，共同被告の請求間に密接な関連があり，かつ，矛盾した判断を避ける必要があることの二つの要件を定めている。
- <sup>25</sup> 多田望・判例解説ジュリスト1376号344頁参照。
- <sup>26</sup> 木棚照一「日本における知的財産紛争の国際裁判管轄権——最近の判例における展開を中心に」企業と法創造1巻3号239頁参照。
- <sup>27</sup> 清水節「特許侵害訴訟における国際裁判管轄」L&T 50号49頁参照。
- <sup>28</sup> 渡辺惺之「多国籍企業グループによる日本特許権侵害とわが国の国際裁判管轄」L&T18号20頁以下参照。
- <sup>29</sup> 前掲（注20）の日韓共同提案211条においても，「特別の事情」考慮，という表題の下で類似の規定を置いている。
- <sup>30</sup> 前掲（注20）の日韓共同提案103条2項では，「その事件が外国法上の問題から生じることのみを理由にして訴えを却下・・・してはならない」との規定が置かれている。
- <sup>31</sup> 日本の裁判所に国際裁判管轄権が認められる場合には，民事訴訟法118条1号の判決国である外国裁判所の国際裁判管轄権も認められるべきとする見解である。直接管轄に関するルールがそのまま間接管轄にも反映することができる規則であるとする理論を指し，従来の多数説であった。理論上の原則としてみれば，国際私法の観点からみても妥当な見解といえようが，例外を認めないということであれば，新规定の下では妥当とは言えないことになるであろう。